

富山県環境審議会水環境専門部会関係規程

○環境基本法（抄）

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第 43 条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

○富山県環境基本条例（抄）

第 7 章 富山県環境審議会

（専門部会及び専門員）

第 40 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。

3 専門部会は、委員、特別委員及び専門員若干人で組織する。

4 専門部会に属する委員及び特別委員は、会長が指名し、専門員は、会長の推薦により、当該専門部会の調査審議すべき事項に関し学識経験のある者のうちから知事が任命する。

5 専門部会に専門部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

6 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

7 専門部会長に事故があるとき、又は専門部会長が欠けたときは、専門部会に属する委員、特別委員又は専門員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

8 審議会は、その定めるところにより、専門部会に属する委員、特別委員及び専門員による決議をもって審議会の決議とすることができる。

○富山県環境審議会運営規程（抄）

（専門部会の設置等）

第 4 条 条例第 40 条第 1 項の規定により設置する専門部会及びその調査審議すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(2) 水環境専門部会 水質汚濁の防止及び地下水の採取に伴う障害の防止に関する事項

3 条例第 39 条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「専門部会長」と、「委員及び議事に関係のある特別委員」とあるのは「当該専門部会に属する委員、特別委員及び専門員」と読み替えるものとする。

富山県環境基本条例第 39 条（読み替え）

（会議）

第 39 条 専門部会は、専門部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 専門部会は、当該専門部会に属する委員、特別委員及び専門員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した当該専門部会に属する委員、特別委員及び専門員の過半数をもって決し、可否同数のときは、専門部会長の決するところによる。

（専門部会の決議）

第 7 条 条例第 40 条第 8 項の規定により、専門部会に属する委員、特別委員及び専門員による決議をもって審議会の決議とする事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(3) 水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定による公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画に関すること。